

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一七一三四

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。